

堺市環境影響評価条例施行規則の一部改正について

1 改正の理由

堺市では、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、押印が必要な行政手続を見直し、市民及び事業者の負担を軽減するため、市に提出される申請書等への押印の廃止を実施することとなった。

このことに伴い、堺市環境影響評価条例施行規則について、所要の改正を行うこととなった。

2 改正の内容

堺市環境影響評価条例施行規則に定める様式（下表参照）では、提出者に対して氏名欄への押印を求めていたが、これを廃止し、氏名の記載を署名に見直した。（ただし、提出者が自署しない場合又は法人である場合は、記名押印が必要としている。）

改正の具体的な内容は、資料 7（新旧対照表）のとおり。

堺市環境影響評価条例施行規則 様式一覧

様式 No.	内容
1	配慮計画書等提出書
2	環境影響評価実施計画書提出書
3	環境影響評価方法書等提出書
4	環境影響評価方法書についての意見の概要及び方法書意見に対する見解書提出書
5	環境影響評価準備書等提出書
6	説明会開催結果報告書
7	環境影響評価準備書についての意見の概要及び準備書意見に対する見解書提出書
8	公述意見見解書提出書
9	環境影響評価書等提出書
10	対象事業工事着手届
11	対象事業完了届
12	事後調査計画書提出書
13	事後調査報告書提出書
14	氏名変更等届出書
15	対象事業変更届出書
16	対象事業廃止等届出書
17	事業者届出書
18	自主的環境影響評価実施申出書

3 施行日

令和 2 年 11 月 1 日